

分類	Q	A
公募全般について	設立から1年経過してなくても良いか。	設立年数で応募の制限はありません。 ただし、審査項目として実施体制や財務状況についての確認があるため、申請の際は実施体制や財務状況等が問題ないことを示していただくことが大切です。
	他の補助金が採択されている（あるいは申請予定である）が、申請は可能か。	現在ご検討中の貴社事業と異なる事業で国庫補助金を受けている（申請する）場合には、本補助事業への応募に影響はありません。 一方で、他の国庫補助金に既に採択されている事業と同じ事業内容では応募はできません。
	複数企業でエントリしようと考えている。補助金を使う会社は、申し込みする会社ではない。問題ないか。	申請者を設備投資等（資産の所有者）を行う主体としてください。 よって同じ取組を行う場合でも各事業主体から申請いただくか、コンソーシアムを設置し、設置したコンソーシアムからまとめて申請いただくようお願いいたします。
対象事業について	対象事業（1）の具体的な対象について知りたい。	本公募の対象となる事業は、プラスチック使用製品設計指針に適合する環境配慮設計がされている製品の生産設備です。 詳細は別資料の「本事業の対象事業」をご覧ください。
	対象事業（1）について、ペットボトルのシュリンクラベル設備は対象となるか。	一次公募では対象となりませんが、本公募では対象となります。但し、上記質問項目のとおり環境配慮設計がされている製品となる必要があります。
	対象事業（1）や（2）について、自社では既に当該設備を保有している。今回増産を計画しており同じ設備を導入したい。対象となるか。	対象となります。
	対象事業（1）や（2）について、自社では既に当該設備を保有している。今回製品のバリエーションを増やすために設備の増設や金型の新規作成を考えている。このような内容も対象となるか。	対象となります。
	対象事業（2）について、「フワウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む～」とあるが、合理化とはどのようなことを言うか。	例えば、薄肉化、軽量化、再生プラ/バイオプラの使用、代替素材への切替等等でCO2排出削減に資するものをいいます。具体的には以下特設サイトの【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】及び【先行事例紹介】をご確認ください。 https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/gorika
	既存製品の生産拡充のための設備投資以外に既存製品のラインアップ拡張のための整備は申請の対象になるか。	主に（2）に関する取組と思われませんが、本事業の趣旨（フワウェイプラスチックの使用の合理化）に合致すれば対象となります。
	リサイクル設備の導入を検討している。高度選別施設の導入は必須要件か？	本公募では、選別システム又はリサイクルシステムのみでも可としています。 ただし、廃プラスチックが資源として循環する事業であることが必要です。高度選別又はリサイクル（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）のどちらか一方の申請であっても、プラスチックや化学品として資源循環する事業内容であることを示してください。 ・どのような選別技術が高度か、その観点については以下を目安としてください。 ①従前は人手によって行われていた選別作業を、AIやロボットを用いて自動化する選別技術。 ②既存技術であってもプラスチック資源循環の促進を行うにあたっての課題を克服する選別技術（リサイクルプロセスで発生する恐れのあるリチウムイオン電池を取り除く技術、リサイクル率の低下を招く禁制品を取り除く技術等）。 ※審査においては、審査基準に則って「高度性」を総合的に評価しますので、上記以外の選別技術でも提案は可能です。
	プラスチックをを回収し、分別、油化する。使い道としてはボイラ燃料等の燃料使用を想定している。	廃プラスチックがプラスチック原料や材料として循環することを促進する観点からケミカル/マテリアルリサイクルが対象です。
	対象事業（3）でリサイクル技術を実証する目的で研究開発用のテスト機器等を導入したい。事業実施場所（設備の設置場所）を海外にすることの可否。新規性は必要か	本事業終了後（導入設備を用いて各事業者で実証を行ったあと）、速やかに商用化することを企図しています。 したがって、ある程度実装化が見通せる内容が事業の対象となります。 国内のみが対象となります。 必須条件ではありません。
	対象経費について	補助金額の上限について申請1件あたりの補助金額の上限はありますか？
機械本体と導入・設置費以外に対象となるものはあるか？		基本的には設備補助事業ですので機械/設備に関連するものが対象です。 また、補助事業期間中に試作・検証などを行うことも可能で、そのための材料費を対象とすることができます。 一方で、既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費、機械基礎以外の基礎工事、建屋建設に係る経費、土木工事等は対象とすることはできません。
実生産規模の設備導入で良いか		(1) (2) は実生産規模です。 (3) については、数百～1千トン/年規模の実証設備を想定しています。
複数の工場があり、各工場での機械の導入を検討している。このような場合、各事業所ごとに申請が可能か？		同一の事業であれば一つの申請でお考えください。
それとも1件にまとめて申請すれば良いか？		一方、異なる事業であれば、別申請となります。
リースは可か？		可能ですが、事業期間のリース代のみ計上可能であることにご留意ください。
リースの活用について、注意点はありますか。		設備をリースする場合でも、申請事業者は事業を実施する主体である必要があります。 また、リース期間については、本事業終了後も応募いただいた事業を継続的に実施し、交付規程に基づいて事業報告書を3年間提出いただくことを念頭に、設定をお願いします。
申請書類の作成にあたって	本事業に関する費用のうち、補助対象経費を除く部分は、自己資金でまかなうことを計画している。	補助対象経費を除く部分を自己資金でまかなう旨の記載をお願いします。この場合、別添詳細資料は必要ありません。
	様式2 提案書の「5.資金計画」はどのような記載、別添資料が必要か。	
	見積りは必ず3者必要か。	原則は3者以上の見積りを取り選定してください。 ただし、特殊な設備であったり、特別な事情から、複数者の見積り取得ができない場合には、選定理由を明確にすることで1、2社で良い場合があります。
CO2排出削減効果について	効果の範囲は導入設備に関する部分のみで比較すれば良いか。	申請時までに3者揃っていることが望ましいですが、応募までに揃えることができない場合には、設備の金額が妥当であることをお示しいただければ、取得分でご申請ください。 ただし、交付申請段階では必要となりますので見積りも取得を進めてください。 命名ルールはありませんが、応募される貴社の事業について事業内容と特徴を端的に把握出来る事業名としてください。
	参考となるデータなどはどこから入手すれば良いか。	基本的な考え方については、経済産業省公表の温室効果ガス削減貢献量測定ガイドライン（ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/va/gvc_guideline.html ）や、環境省温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（ https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/ ）等をご確認ください。 比較する箇所は当該箇所ではないですが、貴社が想定する生産量や処理量から、具体的な削減量をお示しください。 LCIデータベースIDEA（有料）（ https://sumpo.or.jp/consulting/lca/idea/ ）等がございますが、「LCA データベース」等でもご確認ください。
jGrantsについて	jGrantsの使い方についてわからないことがあったらどこに問い合わせれば良いか	gBizIDアカウントの取得については、gBizID事務局へお問い合わせください。 jGrantsについては当事務局にお問合せください。
	gBizIDプライムアカウントの取得が間に合わなかったら、jGrantsにアップロードする添付ファイルのサイズ上限はあるか。	事業者の申請遅れ等によるjGrantsの申請期間延長は行いません。 1ファイルにつき16MBまでとなります。